

保存版

[神戸市] 新型コロナウイルス 感染症で影響を受ける事業者の皆様へ

資金繰り

●実質無利子・無担保特別貸付制度

中小企業・小規模事業者や農林事業者等の皆さまの融資、返済に関する相談、実質無利子・無担保特別貸付制度の案内

0120-154-505



●中小企業融資制度「経営円滑化貸付」

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対し、最大5億6千万円の貸付

078-360-3205

経営環境の整備

●ひょうご・神戸経営相談センター

新型コロナウイルスの流行により影響を受ける恐れがある中小企業・小規模事業者対象の相談窓口

078-977-9079



●市税の納税猶予に関する相談

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主による市税の納税を最低でも1年間猶予し、猶予期間中の延滞金も免除

078-647-9475

雇用の維持・確保

●雇用調整助成金に関する相談

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業主の雇用の維持・確保を支援するための助成金（雇用調整助成金等）に関する相談

078-221-5440



●学校等休業助成金・支援金等相談

小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえなくなった保護者の雇用者への助成金、フリーランスの方向けの支援金制度

0120-60-3999



神戸市会議員 安井俊彦

Tel: 078-842-3020 / Fax: 078-841-3090
<http://www.yasui.net/>
yasui@yasui.net

自民党

